

防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例事務取扱要綱

平成14年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例（平成13年防府市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分証明書)

第2条 条例第10条第2項に規定する身分を示す証明書は、第1号様式とする。

(勧告書)

第3条 条例第11条の規定による勧告は、書面により行うものとする。ただし、公益上、緊急を要する場合は、口頭で行うことができる。

2 前項の書面は、勧告書（第2号様式）とする。

(公表の方法)

第4条 条例第12条の規定による公表は、次に掲げる事項について防府市公告式条例（昭和14年防府市告示第327号）第1条に規定する掲示場へ掲示して行うものとする。

(1) 条例第11条に規定する勧告に従わない者の住所及び氏名（事業者にあつては、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）

(2) 違反の状況

(3) 勧告の内容

(事務取扱担当課)

第5条 本市が管理する公共の場所における条例に関する事務の取り扱いについては、当該公共の場所の管理を担当する課長が取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

(表)

第	号	身 分 証 明 書	
写 真	契印	所 属	
		職氏名	
		年	月 日生
上記の者は、防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例第10条第1号の規定に基づく立入調査を行う職権を有する者であることを証する。			
年 月 日		防府市長	印

(裏)

- 1 本証は、ポイ捨て防止に関する立入調査を行う場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から2年とする。
- 5 本証は、資格を失ったときは直ちに市長に返還しなければならない。

第2号様式（第3条関係）

勸告書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者） 様

防府市長



防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例
第8条 の規定
第9条第1項

に違反しているので、同条例第11条の規定により、下記のとおり必要な措置を講ずるよ
う勧告します。

記

1. 違反の状況
2. 必要な措置
3. 期 限